

平成31年分 給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

平成31年(2019年)分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等 鹿児島 税務署長 居住地の市区町村 市区町村長

給与の支払者の名称(氏名) イタックス株式会社 (フリガナ) あなたの氏名 認印 シャチハタ不可

あなたの生年月日 年 月 日 世帯主の氏名 居住地の世帯主および世帯主とあなたの続柄をご記入ください

給与の支払者の法人(個人)番号 6340001006675 あなたの個人番号 個人番号記入不要 あなたの続柄

給与の支払者の所在地(住所) 鹿児島県鹿児島市小松原1-44-8 あなたの住所又は居所 住民票の住所ではなく、2020年1月1日時点で居住している住所(住宅居住者は住宅の住所) 配偶者の有無

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	あなたとの続柄	扶養親族	住居	所得の見積額	住
A 源泉控除対象配偶者(注1)			控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳未満(平成9年1月2日～平成13年1月1日)の場合に <input checked="" type="checkbox"/> を付けます			円
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平16.1以後生)			年齢16歳以上(平成16年(2004年)1月1日以前生)の扶養親族を記載	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族		円
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生			<input checked="" type="checkbox"/> 障害者 一般の障害者 <input checked="" type="checkbox"/> 特別の寡婦 <input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 勤労学生			円

【源泉控除対象配偶者】 ※あなたの平成31年度中所得額が900万円以下の場合のみ対象となります

あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人などを除く)で平成31年度中の所得見積額が85万円以下の人が該当します

【控除対象扶養親族(16歳以上)】 ※あなたの平成31年度中所得額が900万円以下の場合のみ対象となります

あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人などを除く)で平成31年度中の所得見積額が85万円以下の人が該当します

【障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生】

あなたが寡婦、特別の寡婦、寡夫、に該当する場合 を付けます

寡婦 … ①夫と死別もしくは離婚後、婚姻をしていない。又は生死が明らかでない方で扶養親族または生計を一にする子がいる方

②夫と死別後、婚姻をしていない方で合計所得金額が500万円以下の方※扶養親族等の要件はありません

特別寡婦…上記寡婦条件と合わせて、扶養親族である子がおり、あなたの合計所得金額が500万円以下であること

寡夫 … あなたの合計所得金額が500万円以下で、妻と死別もしくは離婚後に婚姻をしていない、又は生死が明らかでない方で、生計を一にする子がいること

※上記要件の子は総所得金額等が38万円以下で、他の同一生計配偶者や扶養親族となっていない人に限ります

給与等の収入金額	所得金額
11,200,000円	9,000,000円
1,500,000円	850,000円
1,030,000円	380,000円

公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満 1,633,334円	850,000円
1,080,000円	380,000円
65歳以上 2,050,000円	850,000円
1,580,000円	380,000円

あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人などを除く)で、令和2年度中の所得見積額が48万円以下の人が該当します

【扶養親族】 年齢16歳未満(平成16年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります

【16歳未満の扶養親族(平16.1以後生)】

年齢16歳未満(平成16年(2004年)1月2日以後生)の扶養親族を記載

個人番号記入不要

【特定扶養親族】 控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳未満(平成10年1月2日～平成14年1月1日)の場合に を付けます

【同居老親等】 控除対象扶養親族が、年齢70歳以上(昭和26年1月1日以前生)の場合には次のいずれかに を付けます

①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」

②その人が①以外である時⇒「その他」

【単身児童扶養者】 令和2年12月31日現在で、あなたが下記3つの要件にすべて当てはまる場合に対象となります

①児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母

②現に婚姻(事実婚を含む)をしていない方、または配偶者(同様事情の事実婚を含む)の生死が明らかでない

③児童扶養手当の対象児童の総所得金額等の合計額が48万円以下

※所得税の源泉徴収額に影響はありません

令和2年分 給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

※平成31年度分と異なる部分のみ記載してあります
記載のない箇所は平成31年度分にてご確認ください

令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等 鹿児島 税務署長 居住地の市区町村 市区町村長

給与の支払者の名称(氏名) イタックス株式会社 (フリガナ) あなたの氏名 認印 シャチハタ不可

あなたの生年月日 年 月 日 世帯主の氏名 居住地の世帯主および世帯主とあなたの続柄をご記入ください

給与の支払者の法人(個人)番号 6340001006675 あなたの個人番号 個人番号記入不要 あなたの続柄

給与の支払者の所在地(住所) 鹿児島県鹿児島市小松原1-44-8 あなたの住所又は居所 住民票の住所ではなく、2020年1月1日時点で居住している住所(住宅居住者は住宅の住所) 配偶者の有無

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	あなたとの続柄	扶養親族	住居	所得の見積額	住
A 源泉控除対象配偶者(注1)			控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳未満(平成10年1月2日～平成14年1月1日)の場合に <input checked="" type="checkbox"/> を付けます			円
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平17.1以後生)			年齢16歳以上(平成17年(2005年)1月2日以後生)の扶養親族を記載	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族		円
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生			<input checked="" type="checkbox"/> 障害者 一般の障害者 <input checked="" type="checkbox"/> 特別の寡婦 <input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 勤労学生			円

【源泉控除対象配偶者】 ※あなたの令和2年度中所得額が900万円以下の場合のみ対象となります

あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人などを除く)で令和2年度中の所得見積額が85万円以下の人が該当します

【控除対象扶養親族(16歳以上)】 ※あなたの令和2年度中所得額が900万円以下の場合のみ対象となります

あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人などを除く)で令和2年度中の所得見積額が85万円以下の人が該当します

【障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生】

あなたが寡婦、特別の寡婦、寡夫、に該当する場合 を付けます

寡婦 … ①夫と死別もしくは離婚後、婚姻をしていない。又は生死が明らかでない方で扶養親族または生計を一にする子がいる方

②夫と死別後、婚姻をしていない方で合計所得金額が500万円以下の方※扶養親族等の要件はありません

特別寡婦…上記寡婦条件と合わせて、扶養親族である子がおり、あなたの合計所得金額が500万円以下であること

寡夫 … あなたの合計所得金額が500万円以下で、妻と死別もしくは離婚後に婚姻をしていない、又は生死が明らかでない方で、生計を一にする子がいること

※上記要件の子は総所得金額等が38万円以下で、他の同一生計配偶者や扶養親族となっていない人に限ります

給与等の収入金額	所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合 11,100,000円	9,000,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合 10,950,000円	950,000円
1,500,000円	950,000円
1,030,000円	480,000円

公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満 1,633,334円	950,000円
1,080,000円	480,000円
65歳以上 2,050,000円	950,000円
1,580,000円	480,000円

あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人などを除く)で、令和2年度中の所得見積額が48万円以下の人が該当します

【扶養親族】 年齢16歳未満(平成17年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります

【16歳未満の扶養親族(平17.1以後生)】

年齢16歳未満(平成17年(2005年)1月2日以後生)の扶養親族を記載

個人番号記入不要

【特定扶養親族】 控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳未満(平成10年1月2日～平成14年1月1日)の場合に を付けます

【同居老親等】 控除対象扶養親族が、年齢70歳以上(昭和26年1月1日以前生)の場合には次のいずれかに を付けます

①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」

②その人が①以外である時⇒「その他」

【単身児童扶養者】 令和2年12月31日現在で、あなたが下記3つの要件にすべて当てはまる場合に対象となります

①児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母

②現に婚姻(事実婚を含む)をしていない方、または配偶者(同様事情の事実婚を含む)の生死が明らかでない

③児童扶養手当の対象児童の総所得金額等の合計額が48万円以下

※所得税の源泉徴収額に影響はありません

令和元年分 給与所得者の生命保険料控除申告書の記載例

・保険料控除を受ける場合、必ず**控除証明書(原本)**を添えて(貼付厳禁)ご提出ください

令和元年分 給与所得者の保険料控除申告書

鹿児島 税務署長 所轄税務署長
鹿児島 給与所得者
0 | 0 | 6 | 1 給与所得者の氏名(フリガナ) あなたの氏名
鹿児島 認印 シャチハタ不可
保 給与の支払者印 押印不要

【保険金等の受取人】
 あなた本人またはあなたの配偶者や親族であることが必要です
 控除証明書に受取人の記載がない場合は、証券をご確認ください
 (例) 2019年中に離婚した場合
 離婚後受取人が元妻のままであればその期間分の
 保険料は控除対象外となります

【控除証明書の記載】
 (フリガナ) あなたの氏名
 0 | 0 | 6 | 1
 保険料控除証明書に記載されている
 新旧区分を記載してください

保険料控除申告書の記載に当たっては、裏面の説明を

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間	保険金の受取人の氏名	新旧区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受ける保険料等の控除後の金額)	給与の支払者の確認印
〇〇生命	養老	10年	氏名	妻 新	(a) 25,000 円	
〇〇生命	終身	終身	氏名	子 旧	(a) 80,000 円	
合計					(a) 105,000 円	
計算式 I (新保険料等) ※					22,500 円	
計算式 II (旧保険料等) ※					45,000 円	
合計					40,000 円	
〇〇生命	介護	10年	氏名	本人 新	(a) 60,000 円	
〇〇生命	介護	10年	氏名	本人 旧	(a) 1,610 円	
合計					(a) 61,610 円	
計算式 I (新保険料等) ※					35,403 円	
合計					40,000 円	
〇〇生命	〇〇年金	30年	氏名	本人 新	(a) 90,000 円	
〇〇生命	〇〇年金	30年	氏名	本人 旧	(a) 30,000 円	
合計					(a) 120,000 円	
計算式 I (新保険料等) ※					40,000 円	
計算式 II (旧保険料等) ※					27,500 円	
合計					40,000 円	

生命保険料控除

地震保険料控除

社会保険料控除

小規模企業共済等掛金控除

合計 (控除額) 120,000 円

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書の記載例

令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

鹿児島 税務署長 所在地(住所)
鹿児島市小松原1-44-8
イタックス株式会社 支払者の氏名
6 | 3 | 4 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 6 | 6 | 7 | 5 支払者の番号
鹿児島 認印 シャチハタ不可
配 給与の支払者印 押印不要

【配偶者の所得見積金額】
 配偶者の所得見積金額は下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「配偶者の合計所得金額(見積額)」欄で計算した合計所得金額を記載します
 ※配偶者に収入がない場合は「0」を記載します
 ※配偶者の所得が給与のみで、収入金額が2,015,999円を超える場合、合計所得金額が123万円を超えるため、配偶者控除および配偶者特別控除の適用を受けることはできません

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 4,951,500 円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 300,000 円

判定結果
 区分 I (左のA~Cを記載) A
 区分 II (左の①~④を記載) ②

合計所得金額の見積額の計算表

所得の種類	収入金額等(ア)	必要経費等(イ)	所得金額(注)
給与所得(1)	6,835,000		4,951,500
雑所得(2)	950,000		300,000
雑所得(3)	2,000,000		1,220,000
雑所得(4)			
雑所得(5)			
雑所得(6)			
雑所得(7)			
(1)~(7)の合計額			4,951,500

配偶者の合計所得金額の見積額の計算表

所得の種類	収入金額等(ア)	必要経費等(イ)	所得金額(注)
給与所得(1)	300,000		300,000
雑所得(2)			
雑所得(3)			
雑所得(4)			
雑所得(5)			
雑所得(6)			
雑所得(7)			
(1)~(7)の合計額			300,000

配偶者控除の計算

区分	④(*2の見積額を参照してください)										
	①	②	③	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円

配偶者控除の額 380,000 円
配偶者特別控除の額 30,000 円

※夫婦の双方が互いに配偶者特別控除を受けることはできません